

議案第51号

朝来市公共交通会議条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市公共交通会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月16日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第320号）が令和2年11月27日から施行され、地域公共交通網形成計画の名称が改められたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市公共交通会議条例の一部を改正する条例

朝来市公共交通会議条例（平成30年朝来市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」を「地域公共交通計画（以下「計画」に改める。

第2条中「形成計画」を「計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第51号資料

### 朝来市公共交通会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な乗合バス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、朝来市公共交通会議(以下「<u>交通会議</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>形成計画</u>の作成及び変更の協議に関すること。</p> <p>(5) <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(6) <u>形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な乗合バス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>計画</u>」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、朝来市公共交通会議(以下「<u>交通会議</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>計画</u>の作成及び変更の協議に関すること。</p> <p>(5) <u>計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(6) <u>計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>